◆◆メールマガジン「事業用自動車安全通信」第２０１号(H25. 6. 14)◆◆

＝はじめに＝

　このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する事故情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その内容を他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用していただくことを目的として配信しています。

＝目　次＝

１．重大事故等情報＝６件（６月７日～６月１３日分）
（１）乗合バスと乗用車が衝突した事故
（２）乗合バスの車内事故１
（３）乗合バスの車内事故２
（４）乗合バスが自転車と接触した事故
（５）タクシーが乗用車に追突した事故
（６）タクシーが電車に接触した事故
２．「自動車運送事業に係る交通事故要因分析検討会報告書」（平成２４年度）の公表について
３．高速乗合バス及び貸切バスの交替運転者の配置基準の策定について
４．トラックの保有車両数が５両未満の営業所でも運行管理者の選任が必要となります！
５．関越道高速ツアーバス事故を受けた「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」について
６．国土交通省で作成したマニュアルを集約しました！
７．事業用自動車の運転者の健康状態の確認の再徹底について

◇◇◇

事故当時、停留所で乗客１名が降車したが、遅れて降車しようとしたもう１名の当該乗客に気がつかないまま発車したところ転倒した模様。

（３）乗合バスの車内事故２
６月１１日（火）午前７時５０分頃、東京都において、都内に営業所を置く乗合バスが乗客約４０名を乗せて運行中、乗客１名（女性、７３歳）が転倒した。
この事故により、当該乗客が左膝骨折の重傷を負った。
事故当時、当該乗合バスが停留所を発車直後、当該乗客が当該停留所から乗車した松葉杖をついた男性に席を譲ろうと、優先席から席を立ったところバランスを崩し転倒した模様。

（４）乗合バスが自転車と接触した事故
６月１２日（水）午後２時４０分頃、北海道において、道内に営業所を置く乗合バスが乗客を乗せて運行中、当該乗合バスから見て左から走行してきた自転車と接触した。
この事故により、当該自転車乗りが死亡した。
事故現場は、片側１車線の交差点で、事故当時、当該乗合バスの運転者が赤信号に気づかずに進入し、当該自転車と接触した模様。

（５）タクシーが乗用車に追突した事故
６月９日（日）午後９時１０分頃、東京都の首都高速において、都内に営業所を置くタクシーが乗客１名を乗せて運行中、乗用車に追突し、さらにその乗用車が前の乗用車に追突した。
この事故により、当該タクシーの乗客１名が左足骨折と顔面を防犯用ボードにぶつけて重傷、当該タクシーの運転者及び追突された車両の乗員６名の計７名が軽傷を負った。
事故当時、当該タクシーの運転者は、乗用車が渋滞で停止していることに気づかず追突した模様。

（６）タクシーが電車に接触した事故
６月１２日（水）午後１１時頃、東京都において、都内に営業所を置くタクシーが乗客３名を乗せて運行中、踏切にさしかかった際、遮断機が下りていたが、線路内に侵入し、３両編成の電車の１両目の側面と接触した。
この事故により、乗客３名が軽傷を負った。
事故当時、当該タクシーの運転者は、タクシー運転の経験が１年１ヶ月であり、道のりに不安があったため、ナビゲーションを使用しており、ナビゲーション及び道路標識に気をとられ、踏切の遮断機に気づくのが遅れた模様。

◇◇◇

公表について】

国土交通省自動車局に設置された「自動車運送事業に係る交通事故要因分析検討会」（座長：酒井　一博　公益財団法人労働科学研究所所長）では、事業用自動車の事故の要因について、運行管理その他の観点から、調査・分析を行うとともにその結果を踏まえた再発防止対策の検討を行っており、毎年度その結果を報告書として取りまとめ公表しています。

平成２４年度においては、交通事故の傾向分析、特定テーマ「過労運転による事故を防止するための対策」（中間整理）及び平成２４年に発生した事業用自動車による社会的影響の大きい重大事故の要因分析を実施し、これを報告書として取りまとめました。

→　http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03analysis/examination.html

◇◇◇

当該事業用自動車の運行の安全の確保に支障を生じるおそれがないと認めるものについては、この限りではない。

公布：平成２５年３月２９日
施行：平成２５年５月１日

【５．関越道高速ツアーバス事故を受けた「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」について】

平成２４年４月２９日に発生した関越道高速ツアーバス事故を受けて、国土交通省自動車局では、以下の各検討会を設置し、学識経験者等のご意見を踏まえながら対策の検討を進めて参りました。

今般、各検討会の検討結果を踏まえ、今後２年間にわたり、「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」を実施することとし、平成２５年４月２日に公表しましたのでお知らせ致します。

（各検討会）
・「バス事業のあり方検討会」
・「貸切バス運賃・料金制度ワーキンググループ」
・「自動車運送事業者に対する監査のあり方に関する検討会」
・「高速ツアーバス等の過労運転防止のための検討会」

→ http://www.mlit.go.jp/page/kanbo01_hy_002069.html

【６．国土交通省で作成したマニュアルを集約しました！】

これまで国土交通省で作成した､「乗合バスの車内事故防止マニュアル」や「トラック追突事故防止マニュアル」など、安全教育・事故防止のためのマニュアルを１つのページに集約しました。

今まで保存箇所がバラバラでしたので、ご存じないマニュアルもあるかと思います。

今回、１つのページに各マニュアルの概要とともに分かり易く掲載しましたので、今後、安全教育などに一層ご活用頂ければと思います！

→ http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03manual/index.html

〔掲載マニュアル一覧〕
・H24年4月：自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル
・H24年3月：トラック追突事故防止マニュアル
・H23年7月：乗合バスの車内事故を防止するための安全対策実施マニュアル

・H22年7月：事業用自動車の運転者の健康管理に係るマニュアル
・H21年10月：映像記録型ドライブレコーダ活用手順書
・H21年7月：トラック輸送の過労運転防止対策マニュアル

◇◇◇

◇◇◇